



島根県報

平成20年12月26日（金）

号外 第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【議会告示】

島根県議会会議規則の一部改正

2

議 会 告 示**島根県議会告示第1号**

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

島根県議会議長 森 山 健 一

目次中 「第15章 議員の派遣（第119条）
第16章 補則（第120条）」を
」

「第15章 協議又は調整を行うための場（第119条）

第16章 議員の派遣（第120条） に改める。

第17章 補則（第121条） 」

第16章中第120条を第121条とし、同章を第17章とする。

第119条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第120条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第119条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第119条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	県政上の重要な事項、情報等について執行機関から説明の聴取等を行う。	全議員	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）
各派代表者会議	議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長及び副議長（一般選挙後最初の会議において議長及び副議長が選任されるまでの間にあっては、一般選挙により新たに選挙された議員中年長の議員（以下「年長議員」という。））並びに所属議員数3人以上の会派（以下「会派」という。）の代表者	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）
委員長会議	委員会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別	議長

		委員会の委員長	
広報委員会	議会の広報、広聴活動に関する事項等について調査又は審議を行う。	議長が選任した議員	委員長（委員長が選任されるまでの間にあっては、議長）
世話人会	一般選挙後、議会運営協議会が構成されるまでの間において、議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員長、会派から選出された議員及び年長議員（一般選挙により新たに選挙された議員の任期開始後には、それまで議長であった議員、副議長であった議員、議会運営委員会委員長であった議員及び会派から選出された議員であった議員並びに年長議員）	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）
議会運営協議会	一般選挙後、議会運営委員会が構成されるまでの間において、議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	年長議員及び会派から選出された議員	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。